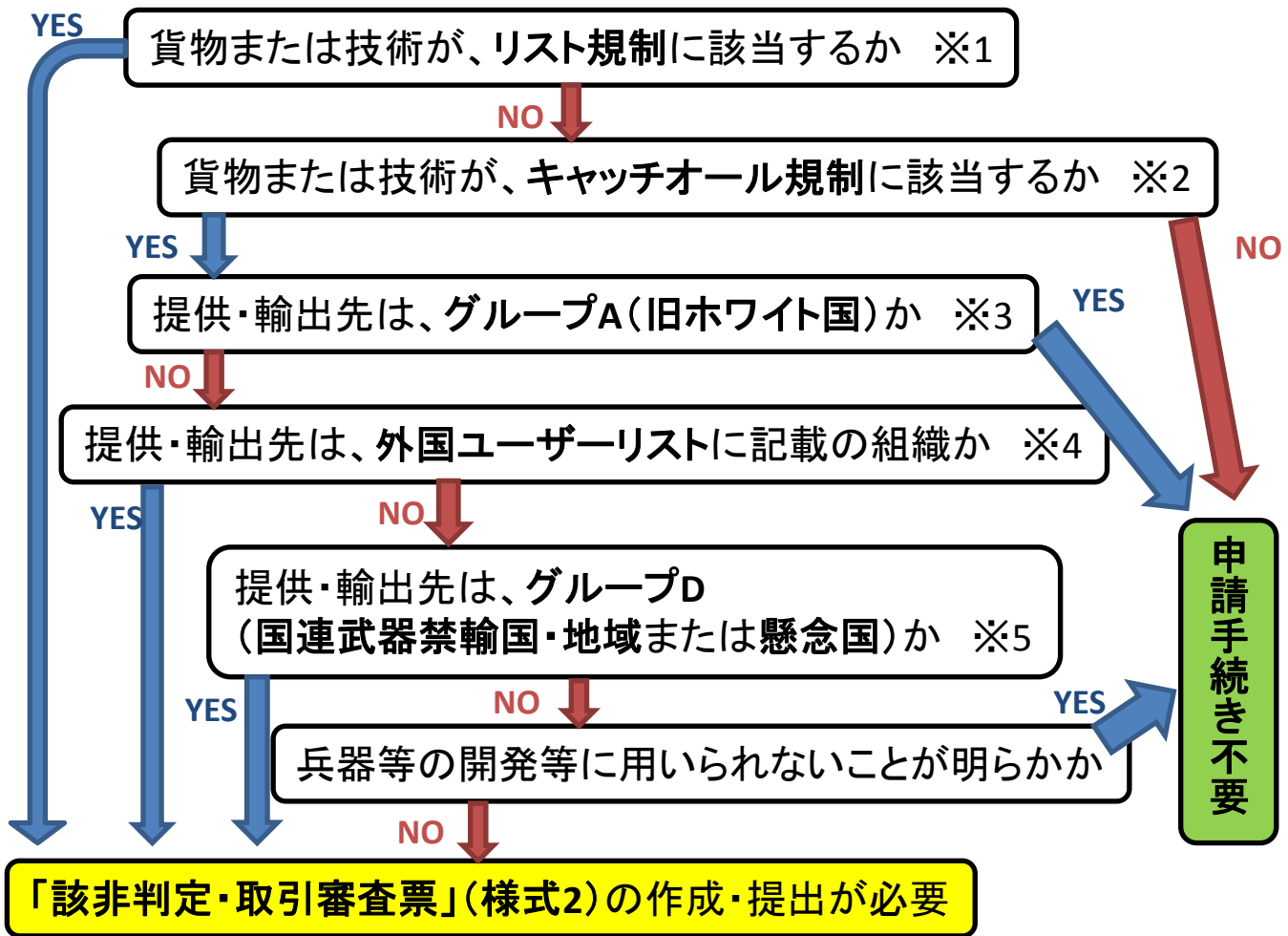


図3:「事前確認」フロー図

様式1-1・1-2により行う事前確認の内容を模式的に示した図です。



注釈

※1 リスト規制対象品目:輸出令別表第1または外為令別表に規定される、武器、原子力、化学兵器他、全15項

※2 キャッチオール規制対象品目:リスト規制対象品目以外で、動植物、食料品、木材等以外のすべて

※3 グループA(旧ホワイト国):

輸出令別表第3掲載の、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国の計26ヶ国(2019.8.27現在)

※4 外国ユーザーリスト:経済産業省HPに掲載されているリスト(随時更新)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html>

※5 国連武器禁輸国・地域:輸出令別表第3の2掲載(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン(2019.4.10現在))

懸念国:輸出令別表第4掲載(イラン、イラク、北朝鮮)